

秩父別町事業者照明器具 LED 化補助金

2027 年未までに製造が禁止となる一般照明用蛍光灯及び白熱電球を使用している町内事業者に対し、対象施設の LED 照明への交換費用を助成します。

※古い機器の処分費用、新規で設置する LED 照明機器、中古品、卓上型、プロジェクターなどの併設機能型は対象外

○補助の対象となる方：次の全てに該当する方

- ・本町に事業所または経済活動の場を有する者
- ・事業主が本町に対する町税等の公租公課を滞納していない者
- ・暴力団員等又は暴力団関係事業者でない者
- ・対象施設が賃貸物件の場合には、当該賃貸施設の所有者から LED 照明の機器設置について同意を得ている者

○補助基準

- ・LED 化工事、購入費用の 1/2（千円未満切り捨て）
- ・補助上限額 1 事業者につき 10 万円または 30 万円

①補助上限 10 万円に該当する事業者

要件：従業員が専ら利用する施設（事務所等）

対象：事務所、会議室、休憩所（農作業中の休憩に利用する農家地区の旧住宅も含む）等

対象外：倉庫、納屋、車庫

②補助上限 30 万円に該当する事業者

要件：日常的に不特定の町民が出入りする施設（店舗等）

※上記②に該当する場合は、①従業員が専ら利用する施設（事務所等）に該当する箇所も含めて補助上限が 30 万円となります。

例：商店、飲食店、理美容室等

○必要書類

- ・秩父別町事業者照明機器 LED 化補助金交付申請書
- ・別紙 1 誓約書
- ・別紙 2 町税納入状況等調査同意書
- ・別紙 3 設置状況写真（前後写真、対象施設見取り図）
- ・工事契約書等又は領収書の写し
- ・工事明細書等の写し（経費の内訳がわかるもの）

○お問合せ先

秩父別町役場 産業課 商工・観光・労働係

電話：0164-33-2111（内線 64）

メール：sangyouka@chippubetsu.jp



申請書は町 HP から
ダウンロード

